

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第7回）

日時：平成19年11月28日（水）午後1時30分～3時30分

場所：平安会館「朱雀」

1 開会

○座長

今日は大きく分けて二つ、初めは三つの問題について府から説明していただきます。ただ、これは我々が前回までにいろいろ言ったことも取り入れられている施策ですので、これについても御質問なりコメントがありましたら、遠慮なくお願いします。

後半は、インターネットによる人権侵害が非常に大きな社会問題になってきています。それに対して府はどういう対策を講じてるかという説明を伺った後、今度は委員の皆様から自由に御指摘、あるいはさらに詳しい取組についてのお尋ねをいただきたいと思います。

まず事務局の方から御説明、始めの三つの議題について一括してお願いします。

2 報告事項

（1）効果的な職場研修実施のための支援策について

●事務局

では、報告事項3件について説明させていただきます。

まず、資料1、「効果的な職場研修実施のための支援策について」ということで、この間、研修事業を中心にいろいろ御意見、御助言をいただく中で、府の進めてきている事業について御報告をさせていただきます。

まず、人権問題講演会・研修会講師リスト、これは職場研修をするに当たって、各職場の人権啓発推進員、指導員、あるいは職場研修指導者が計画を効果的に立てるための支援策ということになります。

中身としては、18年度に京都府の関係各部局並びに市町村が、人権問題いろんな分野がありますが、取り組まれた研修を照会集約する形でリストをつくりました。349の研修事業がありましたが、それを「主たる分野」、「テーマ」、「講師名」、「講師所属」、それから実施した研修、「実施主体」という形で取りまとめたところです。

具体的イメージといたしては、外国人の例を載せておりますが、「主たる分野」、「テーマ」、「講師

名」講師所属」「備考」「実施主体」という形で書いてあります。またこれはパソコン上でも見られるようにしておりまして、アンダーラインを引いてあるところは、このアンダーラインをクリックすると、そのさらに詳細データが見られる形にしているものです。これを府並びに市町村の啓発計画、研修計画を立てる皆さんにすでに提供しているところで、すでに利用していただいているところ

です。

さらに、具体的に日々のいろいろなホットな情報をつかんでいただくということで、メルマガとして、人権啓発指導員、推進員の皆さん方を中心に発行しているところですが、メルマガ「京都人権情報」10月号を資料としてつけております。主なメニューとしては、人権ヘッドラインニュース、それから10月号の場合には、先ほどの講師リストをつけております。それからラジオ番組で、京都人権情報というものを、要点を要領よくまとめたお話をラジオで放送した部分をプレーバックという形で還元する形で、もう一度紙ベースにして資料化したものを、研修に役立てるために資料として添付しております。

また、その都度の情報ということで、人権データバンクという形で、この場合には内閣府の世論調査が出ましたので、そこのホームページにとぶ形で資料をつけております。具体的なイメージとしては、この場合は2007年9月の人権ヘッドラインニュースという形で、これもネット上で見られるようにしておりまして、アンダーライン引いてあるところをクリックすると、さらにそこにリンクしてとんでいくという形で、より詳細なデータが見られる形にしております。

それから、プレーバックの方は、DVをテーマにラジオ放送した番組の内容をつけております。

最後に内閣府の世論調査のトップページの部分をつけております。基本的には毎月1回発行する形で、研修計画を立てる皆様方を中心に送っております。

(2) 人権週間の時期を中心とした人権啓発に係る取組について

●事務局

資料3は、人権週間の時期を中心とした人権啓発に係る取組についてです。これは12月4日から10日までが人権週間という形になっておりますが、府では人権週間並びに5月の憲法週間、8月の人権強調月間を重点啓発期間と位置づけて集中的な取組をしているところですが、この12月の時期を中心とした人権啓発に係る取組について、まとめて一覧にしたものです。

1は、人権街頭啓発で、府内一円に、国、市町村、民間の関係団体の皆さんと協力して行うこととしています。京都市内では、4日に市役所から四条河原町までパレードをした後に街頭啓発という形

を予定しておりますし、そのほか、府内各地で取り組むこととしております。

また、新聞による意見広告を、1日、4日、8日と予定しています。ここでは外国人との共生社会の実現を1日に、これは京都新聞のみですが、4日は携帯電話に係る情報モラル等の問題喚起ということで、これは京都、朝日、毎日、読売、産経の各紙とも。8日は命の大切さについて京都新聞で、あとは人権口コミ情報ということで、各テーマを取り上げながら、10日間京都新聞に連続掲載をする予定です。

この他、テレビによる啓発で、8月にも特別番組を子どもをテーマに放送しましたが、12月は外国人との共生をテーマに12月1日19時KBS京都で放送する予定です。

その他に、ラジオによる啓発、イベントによる啓発、コンクール表彰式をそれぞれ実施をしているところです。

今年の京都人権啓発フェスティバルについては京丹後市で行ったところで、すでに11月11日に開催して、800名の方の参加を得て実施することができました。また、12月8日には、向日市で向日市と共催してフェスティバルを実施することを予定しています。

また、先ほどお配りしましたような啓発資料として、「はたけさんちの夕ごはん」というラジオ番組を生かした啓発資料、子どもさん向けの啓発資料という形でつくりました。

また、研修会は指導者養成研修会という形で8月と11月に実施しておりますが、11月にはメディアと人権、同和問題、高齢者、感染症の関係で、先週実施したところです。

私の方からの報告事項は以上です。

続きまして、多言語による府行政サービスの状況についてということで、国際課から説明、報告させていただきます。

（３）多言語による府行政サービスの状況について

●事務局

国際課から説明をさせていただきます。

資料の多言語による府行政サービスの状況について説明をさせていただきます。

多言語の府行政サービスについては、実施機関におきましては、京都府が実施しているものと、京都府が出資して運営しております京都府国際センターで行っているものがあります。

京都府が実施している情報発信等については、大きく4項目に分かれております。

一つ目は、ホームページです。ホームページにおいては、英語版、中国語版、韓国・朝鮮語版とい

うことで、3カ国語で構成をしております。日本語と違いますが、外国の方々、外国籍府民の方も含め、必要な情報だけを取り上げた形になっております。この情報の中では、生活に必要な情報を流したり、海外の企業とか研究者の方々に、京都府の経済指標とか社会情勢の情報の情報を掲載したり、海外居住者の方々に対して、留学生として将来京都府を訪問していただける形での情報を掲載しております。

2番目に、これは府の商工部でやっている観光情報のウェブサイトです。同じく3カ国語で情報提供しており、今後訪日したいという旅行者の方々が、府内のエリアをどのように回ったらいいのとか、そういうエリア、スポットを中心にお勧めのコースや体験のできる施設、散策スポットなどをいろいろな切り口で紹介しております。

大きく二つ目はメールマガジンです。これは毎月1回ですが、登録いただいた団体や個人に対し、府の情報をメールマガジンで配信をさせていただいております。内容は府政情報と生活関連情報、イベント情報など、その時々に合わせて、必要な事項を流しております。

三つ目はFMラジオの放送です。これは2カ国語で、英語と中国語をさせていただいております。放送日は毎週水曜日の、英語は夜の9時から5分間放送しています。中国語では9時半から5分間放送しております。これは同じように府政情報とか関連情報等もありますが、ラジオは災害時の緊急放送等には非常に役立つものですので、台風情報も含め、災害時の発生の防止ということでも活用しています。中国語と英語以外の言語では、そういったものについては、同じ情報を京都府のホームページと国際センターのホームページで、京都府では韓国・朝鮮語、国際センターでは韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語で情報提供しております。

四つ目は、京都府は名誉友好大使を活用させていただいてますが、この方々はいろいろな国から来ていただいている関係ですので、そういった方々の協力を得ながら、府営住宅の入居説明会や改修での現場説明会等での通訳等を行っているところです。

また、教育委員会等の方での高校入学の相談会、主に親子さん、子どもさんというよりも親の方が説明会に来られたときに、何を言われているのかわからないところがありますので、そこで通訳をしております。

また、在日外国人の無年金のお知らせや、高齢者・重度障害者の給付金に係るお知らせの翻訳等についてもお手伝いをさせていただいております。

外国籍府民に対するサポートですが、国際センターの方で行っているものですが、ホームページで5カ国語で情報提供を行っています。

また、外国語による生活相談の窓口も開設しており、それぞれ曜日を決めて、言語ごとお昼から訪問、電話、ファクス、手紙などで、それぞれ相談を受けているところです。

さらに、外国語による生活サポート情報の提供ということで、よくある質問等については、ホームページ等で情報提供させていただいてるところです。

外国籍府民のための初級日本語教室も開催しております。これは新たに京都の方で生活を始めて、生活に必要な情報というのが日本語でできない方々を対象に、NPOの日本語を指導できる方々を活用して、それぞれの期間、3カ月程度の期間を決めて、生活に必要な日本語を教えています。

また、日本語指導ボランティアの紹介やボランティア・コーディネーターという制度があり、ボランティアを登録をして、それぞれの方々がコーディネーターとして育成できるような研修もさせていただいております。

その他、災害時の通訳・翻訳ボランティアの登録制度があり、必要な分野に登録をいただき、府民の皆様方の要望により、災害やいろいろな通訳をしてほしいという要望を国際センターで受けまして、研修を行った上で、それぞれの地域に派遣をさせていただき事業を行っています。

- 事務局

関連して資料2 - 1に基づき、教育委員会から報告します。

- 事務局

教育委員会です。

資料の2 - 1は、援護制度一覧の外国語版です。

これについては、例えば高校の授業料の減免や各種の奨学金の貸し付け等、そういったものを一覧としてまとめておまして、これについては従来は日本語版しかありませんでしたが、このたび外国語版として、英語、ハングル、中国語という3カ国語の一覧表をつくりました。

作成に当たりましては、国際課や、名誉友好大使の先生方にも大変お世話になり、完成しました。

この資料については、教育委員会の学校教育課のホームページにアップして、広く御覧いただけるようにしてあります。

お手元の資料は、先日、府教委の記者クラブに広報資料として提供し、新聞に出していただけたと思っています。今後もあらゆる機会を通じて、こういった一覧表については周知を図っていきたいと思いますし、それによって有効に活用いただけるようになればと考えております。

- 座長

今3点、まず職員向けの職場研修実施のための支援策と、それから順序は入れかわりましたが、それに対して一般的な人権週間を中心とした一般的な人権啓発への取組と、それから、今日配られた資

料で、多言語に基づく府行政サービスの状況の3点の報告を受けました。

それでは、ある程度時間のゆとりがありますので、今の問題について御指摘、あるいは御質問、御意見等々ございましたら、各委員から御遠慮なくお願いします。

○委員

意見ではありませんので、次回からのお願いで結構ですが、自分で読むより聞いた方がいいんですが、これだけのことをやっておられたら、もう少し内容面で手応えあるとかないとか、よかった、悪かった、こういったことが困ったと、こういったところに効果があった、なかったと、そういったところを多少メリハリを付けて報告に加えていただけるとありがたいと思います。

国際課の方は、いろいろとやっておられて大変とは思いますが、生活情報そのものの提供ということ自体が人権によくかわる基本的なことだという理解はしていますが、逆にもう少しトラブルという事象があるのかなのか、そういったことの利用があるのかなのか、そういったときに、例えばわかりやすい窓口としてはどういう受付をされているのか、そのあたりについて少しお聞かせいただければありがたいと思います。

○座長

ほかの委員、関連してありましたら。

私もこれだけいろいろやっているから、反応がどうか、それから選ばれるときに、どの程度当事者の意見をどういう経路で吸い上げられているのか、それをお聞きしたいと思いましたが、ただいまの委員の御質問でかなりの部分カバーされている。

○委員

まず、教育委員会の支援援護制度についてですが、今いただいた私が翻訳したのを見た中に、例えば中国語版の場合は、目録のページ数と実際のページ数が合わないものがありますので、もう一度検討をお願いします。

また、韓国語版ですが、今資料を見ると下の方にページ数が全くついてないので、修正をお願いします。

今、国際課でなさってる多言語による府政サービス状況についても、この中でも私も幾つかに参加していますが、自分の経験から言いますと、ホームページの方にいろいろな生活情報をたくさん載せてると思います。もっとプラスになってほしいと思うのは、教育に関するものをもう少し載せてほしいと思います。なぜかと言いますと、外国語の生活相談の相談役をしながら、例えば、中国から16歳に

なって日本に来た子どもが何人かいますが、その子どもは日本の義務教育終わった状態になっていて中学校には入れない、高校進学しなさいとか言われることがあります。しかし、彼らは日本語が全くできません。できれば中学校に3年生や2年生に1回入って、1年間勉強してから高校の受験をしたとか希望があるのですが、それが義務教育を終えたから入られないと言われていると聞きました。それでは、どうすればということになるのですが、高校進学には特別枠がなく、全く普通の日本人と同じように受験しないとならない。それでは、日本語が全くできない彼らには無理があります。これからますますそういう子どもたちが増えてくると思います。府立の高校かどこかで一つの対応できるような政策をつくることができないかなというのが私の意見です。

そのような情報をホームページとか載せてくださったら、例えば16歳以上だったらどんな無理がありますとか、そうしたら親の人たちも、もっと調べることができるのではないかと思います。

また、国際センターで行っている災害の通訳とかはあるのですが、外国人向け災害消防訓練など、119訓練とかがあるのですが、それが今は年1回しかないのですが、年1回というのは少し少ないのではないかと思います。できればもう少し回数が増やした方がいいのではと思ってます。

○座長

ほかの委員もありましたら。初めに質問を出して、分けて答えていただいた方が効果的だと思いますので。

○委員

国際課の資料の一番下の方に、高校入学相談会での通訳という表現があるのですが、こういうことをやっているということを聞いたことがないので、現場の高校の先生からそういうのをやってあげてほしいと聞きましたので、実際にどのようになさっているのかということをお教えください。

それから、全般的に多言語サービスということで、国際課の方から情報提供をしていくということをやっているらしいんですが、せっかくインターネットを使ってるのであれば、双方向性ということですので、もう一歩進んで、その外国人同士をつなぐ試み、いわゆるネットワークづくりというか、そういうことの支援をやっているのかどうか、あるいはやるという企画とかがあるのかどうかをお教えください。

○座長

ほかの委員もございませんか。何点か出てますので、回答の仕方はそちらにお任せします。

●事務局

トラブルになったときは、どういうふうに対処しておられるかということでしたでしょうか。少し聞こえなかったので申しわけございません。

○委員

いろいろな情報提供を積極的にされてるというのが読めて、非常にありがたいことだと思っているのですが、逆に向こうがアクションをかけてくる、相談してくるということで、窓口というものがありましたね。それで、事故や、それからあと専門分野へのあっせんとかあると思いますが、災害、事故の内容について、いわゆるその人権に関わるというよりも、外国人の場合はすべてが困ったときは、そういった類のものもこういったところに来るのかどうか、受け入れておられるのかどうかをお聞きしたいという意味です。

●事務局

国際センターで行っている生活相談窓口ですが、この窓口は何かに限ってということではありませんので、あらゆる相談を受けております。それは個人的なことから、先ほどおっしゃられたような教育の問題とかもすべて受けております。ただ、その相談員自身がそれぞれの分野の専門家ではございませんので、質問内容を十分把握した上で、京都市の相談の窓口や行政のほかの相談窓口とかいうところに日本語でつないでいくことをしております。ですので、個人的なトラブルも含め、中には友人のお金の貸し借りなどの話も見受けられますので、そういった話も聞きながら、こちらとして対応できるものは相談に乗っていくという形で受け答えをしているところです。

途中入学、義務教育を終えて入学をできないという状況のことについては、これも相談の窓口で同じようなことで相談を受けているケースがあります。ただし、この教育の問題については、国際課で所管をしていないため、教育の方に状況について伺いながら御相談に乗ってる状況です。委員の説明された状況がその典型例で、そういったものも今後よくある質問というコーナーができるかとは思いますが、そういったものの中で情報提供できるものはしていきたいと考えています。

最後の方の御質問ですが、高校での相談会の話ですが、こちらの方は友好大使を活用して、それぞれの学校で実施するというので、今のところ依頼を受けて通訳を派遣をさせていただいてる状況です。去年は京都市内の学校で、ケースの詳細までは把握はしていませんが、外国人の方で高校に上がるのは非常に難しいということで、養護学校でそれぞれ受け入れようということで、その説明会を開催したところ、親御さんが全然日本語を解しておられませんので、名誉友好大使が通訳をして、親の方に説明をしていくということで、同伴をさせていただいております。

もう一つの質問ですが、外国人ネットワークについては、可能性としてはできるかと思っておりますが、ただネットワーク上、外国の府民の方々の個人情報も含まれており、ネット流出で個人情報が漏れるという話もありますので、そういったものに流れないように、また、もしできるものであれば、こちらの方として一つネットワークをつくっていただいたら、いろいろな情報がその中で回っていくということでもありますので、別途検討をできるものなら実施していきたいと思っております。

○委員

16歳を超えて日本へ来られて、もう日本の義務教育年限は過ぎてるということで、中学以外では受け付けられない、高校へ行こうと思っても日本語がまずわからないし、外国人用の特別枠もないので、一般の日本人と競争したら、それはもう入られないのは決まってるかどうかわかりませんが。教育委員会と府の国際課は分かれてるということはわかりますが、何かもう少し有機的に連携がとられるというか、挙がってきた問題が必要なところへ伝達されるようなシステムというか、その辺はもしさらにお答えいただけることありましたらお願いします。

●事務局

私どもの人権教育室の方ではお話は承っていないんですけど。中学校の方はそういう制度を持っておりませんので、多分、必要なのは日本語の習得です。教育委員会の方でもそういう日本語の教育を行うようなカリキュラムや施設を持っていませんし、座長がおっしゃったように特別の枠も設けておりません。中国からの帰国子女については、入学試験で特別な枠を設け、なおかつその入学後の一定のケアができるように、中国語ができるスタッフを置いている高校はありますが、今、委員がおっしゃってる生徒に対応できるような仕組みは現状はないと思います。

○委員

関西地域を見ますと、兵庫県や三重県、滋賀県、大阪府はあります。京都だけありません。それがすごく寂しくて。例えば、滋賀県や三重県の場合は、日系ブラジル人とか多いから、その対応はできたと思うんですが、例えば16歳とか17歳とか、その年になって日本に来た場合は、もう日本語わからないから高校進学は一応だめということで、中学校2年生や3年生に入れることができます。京都はできません、それがいいですね。

もう一つ、教育委員会とつながって、一つのサポートするグループとかもあり、中学校の勉強をしながら高校受験をすごいサポートしてあげたりとか、そのグループ等も結構できています。だから、京都でももう少し考えてくださったらありがたいです。

○座長

つまり、他府県でできるといのは、これ法律、私は法律は人間のためにあると思いますので、ルールがあるからだめというのは最後の最後に言うべきことと思いますが、まずそれが出てきたのでは行かせることもできないと。特別枠、あるいは例外的にケース・バイ・ケースでおそらく対処しているのではと思いますけど。その可能性も含めておっしゃっていただけたらいいと。

●事務局

なお今後検討しなきゃいけない問題は当然あります。それで、日本語ができる、できないにかかわらず、入学試験を受けてられる方はいらっしゃるわけです。それで合格をされて、その後一定のケアができるという場面は実はまれですけどないことはありません。定時制なんかで、今おっしゃってるような方ではないかもしれませんが、そういうケースはレアケースですけど、あることはあります。

小中学校では、日本語の指導のために特別な教員が配置されてるということも、これもあります、小中学校ではあります。その子が入学するに当たって、求められて配置してるという形で日本語のスタッフを配置をしているということもあります。

それから高校の入試を、日本語がどれくらいできるかできないかは別にしまして受験をしていただいているという方もあります。

○委員

日本語ができたからこそ受験して入った学生はいます。しかし、私が言いたいのは、日本語が全くできない状態で来てる人たちのために何か制度があってほしいということです。

●事務局

現状ではそういう受験生のための特別枠は設けていません。委員がおっしゃってることは、十分理解ができます。

○座長

御参考になるかどうか、私も30年ほど前に、家族とイギリスへ行って、イギリスは植民地経営の経験が長いから、言葉の持つてくる意味をよく理解してると思いますけど。日本でいうと、長男が小学校5年、それから長女が2年、次女が1年、3人いたんですけど、何か学校制度の違いで3人とも違う

ところへ行って、だけど、それはそれぞれの学校がやっぱり外国人のための英語クラスというのを設けていて、長女の場合は何もなかったから、校長先生が1人呼んで、童話の本を読んでもらうとか、それはやっぱり公立制度だと思いますが、それだけ融通がきく、ゆとりも要ると思います、何かそれは日本が国際化を言う以上は、姿勢として考えていい問題ではと思います。

○委員

いろいろな要望があるので、例えば年に一回1人の人が出てくるような要望に対して、すべて対応できるとか、してくださいということは当然無理だとわかりますが、様々な人権問題を一年している中で、外国人の居住者で、しかも言語がわからずに来たというのは、本人の責任ですと言ってしまうかもしれませんが、現実にはいろんな困ったことが起きているわけです。そのことに対して出た要望なら、その制度はありませんで終わるのではなしに、それはレアケースですから難しいですとか、今までやられてませんが、そういったことは必要だと思いますとか、やるについてはこういったことの調整が必要ですよとか、そういう答え方をしていただかないと、いくらやってもだめです。

●事務局

現実にある問題として委員の方から提起があったわけですが、問題は16歳、あるいは16歳超えた方で言語ができない、その人が高校入試を当然受けられない中で中学にも行けないって、この狭間を何とかしてほしいと、ほかの県ではやっているというお話だったと思います。今、多分所管は高校教育課だと思いますので、責任ある回答ができないということで、多分皆さんの心に、腑に落ちる回答ができないんだと思いますが、ここで今、他の委員からも指摘がありましたが、問題提起があったということで、ただ制度の問題も多分あるのではという気がしますので、どんな制度の問題があるのか、それでこういう理由でできないのだったらできない、あるいはここが課題だというあたりの整理は少なくともしていく必要が出たわけですから、窓口であります人権啓発推進室が窓口となって、教育委員会の然るべきところの見解を聞いて、次回には報告できるようにしたいと思います。

特に、他の県ではやってるという話がありましたので、そのあたりの研究も当然必要ではないかという気がいたしますので、問題を整理して次回には報告できるようにしたいと思います。

●事務局

すぐにでもできるという話に聞こえてはと思ったので、現状がこうですという話を強調し過ぎたわけです。当然私自身も、あるいは教育委員会としても、御指摘のあった点については検討していかなければいけないとらえておりますので、またその件について、教育委員会の見解をお返しをさ

せていただきたいと思います。

○委員

インターネット、これ全部含めてですが、要は何のためにやってるのか、やっぱり安心できる情報を届ける、あるいは届けて安心してもらえるというのが基本にあると思います。だから情報は流すだけでなく、やっぱり届いた先が安心する、ほっこりするというのが基本という姿勢を踏まえるべきだと思います。

要するにやるのか、つまりやるという方向で検討するのか、先に検討だけすれば、いわゆる否定的要素がいっぱい絡んでくるから後ずさりするということになるんです。昔の例で言うと、例えば府立の高校に視覚障害の女の子が中学から上がって入れるかどうかで、結局受け入れたんです。そうすると、受け入れたら何をやるかという、そのための教育の手だてを講じなきゃいけない。受け入れた以上は責任あるから、そのためのスタッフを調えるとか、あるいは機材を調えるとか、要するにやるということを決めればそれをクリアしていくということになるのですが、その前で、今の制度がこうとか、他県の状況はこうとかいう形ですと、つまり受け入れるのか受け入れないのかというその意思が出てきません。それは財政措置の問題が絡むとかいろいろありますが、基本は何人も平等において教育の施しを行うという。特に国の動きを見ても、今、難民の受け入れ体制の問題かなり動いてきている状況があります。だから、そういう状況になれば、山田知事が言われるとおり、やっぱり人間を大事にする形での受け入れ。

例えば京都市で夜間中学校的に残ってます。これまで宇治の南部でも夜間中学の開設ということで、民間ボランティアですけど、先生たちがやって受け入れてきた。滋賀県の場合は、産業就労形態から日系の人たちが多く入って、それが地域に完全に根づいたり、そこで一つの村をつくっているような状況がある。その中で受け入れる。

ただ、そこで日本語教育を施したから、中学校で施したからといって、同じ条件で高校へ入っていけるかどうか、これはまたその試験選抜がありますから難しい問題はあるのですが、しかし少なくとも条件を調える、それが前向きに調べていくんだという安心できるようなアピールをやる方向で考えていただきたいと思います。

●事務局

視覚障害者の入試のことを委員がおっしゃってました。私もそれ実は関わったんですけど、その後も視覚障害者の、いわゆる全盲の子どもが高校に入学するということがございました。

私自身も実は京都府の府立の高校で、最初に車いすで生活をする子どもの担任をしたことがありま

す。筋ジストロフィーの子どもでしたけれど。そういうふうに、さまざまにハンディキャップのある子どもたちが高校の生活をするということになっています。

委員が御指摘の点についても、私自身もはっきり課題というふうに思ってます。16歳の子どもで、義務教育は終了した年齢になってると。おそらく問題は語学、日本語の問題だと思いますが、それをどのように身につけさせながら、次の教育を保障していくかという課題だと思っております。それを課題ととらえているということは、当然前向きに検討しなきゃいけないことだと思っておりますので、そのように受けとめていただけたらと思います。

○座長

これは人権の一般論として、大きい方向でバリアフリーとか、ユニバーサルデザインというのは、要するに我々がこの世に生まれて、古い表現ですけど、五体満足に普通の生活ができる人と、何か問題を抱えてる人で、世の中そういういろんな違う人がいるという前提で、制度は考えられないと。

日本は今まで効率化ということもあるんでしょうが、障害者、そうでない人、障害者でも精神障害者、身体障害等々カテゴリー分けして、それぞれ余り連絡ないままそれぞれのコースにはまって大きくなっていくというのか、それはもうこれからの人権の考え方としてはやっぱり遅れてるので、なるだけ同じような条件で障害ということは問題ですが、いろんな違いのある人がやっていけるようなシステムづくり。今までそうになってないだけに、日本としてやっぱり意図的にやらないと、それこそ制度の壁をつくるために制度をつくってるような感じがある。制度はもともとどんな状況の人でも、その人の人権が生きようというためにあるという、政治家がそうでなかったら、むしろ役所の方からそうだよということを教えるような姿勢で頑張っていただきたいと思います。

こういう会もそのためにあるんだと思っていますので、よろしくお願いします。

ほかにこの最初のテーマで。

○委員

先ほどの質問と少し違う観点なんですけど、今日は国際課さんが生活相談窓口ということで出しているんですけど、先ほどのお話を聞いたら、外国語で聞いてくることに対応して、全部は対応できないからほかの窓口を紹介するという表現だったのが少しひっかかっています。相談後どうしてるのと思ひまして。別に国際課さんだけの問題ではなく、京都府全体で人権相談をやって、それに対しての支援なり救済なりということ、これからおそらく考えていくと思うのです。相談窓口ということに対して、どういうシステムなり、どういう連携をとれば、実際に解決に向かうのかということです。あ

るいは、実際どういう相談があって、今どういう課題があるのかということについて少し見えなかったのです。人権行政施策としては、おそらく全般的に相談、それから支援、救済ということが大きな柱にこれからなっていくと思いますので、国際課も含めて、相談というのがどう処理されてる、処理というか、どう対応されているかということについて、内実を伴った説明をまたいずれ聞かせてもらえたらと思います。

○座長

国際課はあくまでも窓口というか、そうしたら本当に動く部署の方がそれに対応できる姿勢を持ってもらわないと、聞きました。それはできませんでは、本当にこういう会をやる意味がないので、繰り返しになりますが、今の委員の御指摘も踏まえて、ぜひフォローアップがはっきり外から見えるような形の人権システムを心がけていただきたいと思います。チャンスがありましたら、人権担当の副知事とかにもそういう雰囲気をお伝えしたいと思いますけど、ぜひ下の方からも上げていただくように、もう一度お願いしておきます。

時間の関係がありますので、次の後半部分に移らせていただきたいと思います。いわゆるネット等々使った人権侵害の問題で、府がどう対処されてるか。あるいはもう一步突っ込んで、委員からどういう意見をお聞きになりたいのか、よろしくお願いします。

3 意見交換 インターネット等による違法・有害情報への対応について

～効果的な教育・啓発の進め方等について～

●事務局

資料4関係で御説明をさせていただきますが、インターネット、あるいは携帯電話、特に携帯電話の利用に伴いまして、最近でも子どもの関係でネットいじめ等で社会問題化してる状況があります。

そのほか、この書き込みで人権侵害事象が起きてきているという状況がありますので、全般的状況を整理して、その上で府としてどういう取組を行っているのか御説明させていただいた上で、特にこの会議は教育啓発推進懇話会ということですので、教育啓発の観点からどのような点に留意して進めていくのが適当かということを中心に御意見がいただければということで今回の議題とさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、資料を幾つかつけてありますので、資料を御覧いただきながら、まず現状を説明させていただきたいと思います。その上で各部署の取組について、それぞれ所管課の方から御説明をさせていただくという流れで進めたいと思います。

現状の部分は、関連資料といたしましては、資料4 - 1をあわせてごらんいただきたいと思います。インターネットの普及状況については、資料4 - 1の参考1のように年々増えておりまして、平成18年末には8,754万人で、人口普及率にして68.5%に上っております。

参考2の方では、携帯電話、パソコンが書いてあります。年齢別に書いてありますが、利用頻度というのは非常に高い、特に携帯電話については、10代、20代での利用頻度というのが非常に高い数字になっているということが、この参考2の資料でおわかりいただけると思います。

インターネットの利用目的としては、パソコンと携帯電話で多少違うということが、参考3のところを御覧いただきますと少し出てるというふうに思います。携帯電話では連絡情報交換というのが主であるのに対して、パソコンではより、携帯では使えないような、入手できないような情報を入手する手段として使われているという形で調査結果が出ております。

それから企業においても、ホームページの開設率、今インターネットというのは欠かせないということが、参考4の状況を見ていただきますと、ホームページの開設率全体で87.2%という状況で、昨年に比べても上がっているというそういう状況で、まさにインターネット社会というふうに言ってもいいような状況が見えているわけです。

それに伴いまして、やはり利用上の不安というものが出ているわけございまして、参考5のようにインターネットのセキュリティの脅威というものも含めると60%強の部分が不安を感じるような、そういうデータが出ております。

情報通信の関係では、さらに次のページの方でお開きいただきますと、参考6では、企業において個人情報を含めましてセキュリティ対策という部分に問題点があるという認識をされておられるわけですが、なかなか難しいというところです。そういった数字が出ているというふうに思います。

こういうインターネットの普及に伴いまして、インターネットを利用した人権侵害事象というものが増えてきているという部分は、参考8、法務省のデータですがグラフにしてあります。この5年間で、平成10年と18年比べますと約4倍に増えているという部分です、これは人権侵犯事件として法務省の機関で扱っている件数を整理したものです。

このインターネットの普及に伴って、どのような問題が起きているかという世論調査を内閣府の方でされて、先般発表されてますが、そのデータが参考9というところに出てまして、出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている、あるいは他人を誹謗中傷する表現を掲載するという、そういったところが問題だという認識が高い割合を占めているところです。

今は特にネットの部分でいいますと、子どもの部分、青少年、特に青少年にとって有害な情報が携帯電話の普及とともに問題、いじめの手段として使われているという部分に関連して、参考10の方に文部科学省の調査データ、いじめの対応というものを付けてあります。パソコンや携帯電話等で誹謗

中傷や嫌なことをされるという部分が、数としては3.9%という部分で、まだ数字的にはこんな数字では小さいのかどうなのかという部分はありますが、こういう部分が統計データとしては明らかになっております。

それから7ページの方は、警察の方でこういうコンピューターの関係の犯罪を検挙する件数もずっと増えてきているという状況を表すデータが参考11のところについております。相談というものもそれに伴って増えてきているところで、このコンピューターを使った部分についても、メールを含みまして、成りすましメールや犯罪にならないまでも巧妙な手口が、こういうサイバー犯罪のところでも出てきていると聞いております。

これらの状況を少し整理しますと、インターネット利用における違法・有害情報と人権侵害の特徴については、違法ということであれば、それは何らかの法的手段という形で訴えていく部分も可能ですし、あるいは犯罪という部分でとらえることもできる部分が出てこようかと思います。

それ以外に有害な情報という形で、なかなか法規制まで突っ込んだような形でいれないが、やはり問題となる事象というものが社会問題化してる部分になっているかと思います。違法行為を目的とした電子掲示板への書き込みや、人を自殺に誘引する情報の掲示板への書き込み、あるいは同和地区名、地名総監的に情報等の掲示板への書き込みなどがあります。またそれとともに、携帯電話の急速な普及に伴いまして、青少年にとって有害な情報が流れている、そこで出会い系サイトの被害児童数の増加、あるいはネットいじめの発生ということが、昨今連日のように新聞等で報道されている状況にあります。

インターネットにおける人権侵害の特徴というのは、加害の容易性という匿名性を利用してる部分で、やはりこの問題を引き起こす一番の要因になってるのかなと。またコピーが簡単にできますので、被害があつという間にすぐ拡大をしてしまうので、被害の急速拡大化という部分が、対応についても難しくさせている部分として認識しております。

政府においても、プロバイダー等による自主規制の支援や情報モラル教育の充実だとか相談窓口等の充実、それから実際以上の特に青少年対策ということで、フィルタリング導入促進等の支援という形で、IT安全会議のもとに、各種取組を実施すべく検討を実施してるところです。

私どもも、インターネットに関する、こういうインターネットを手段としたいろいろな人権を侵害する事象が起きてる中で、何らかの取組が法的にできないかという形で国に対しても要望しているところであり、いろいろ国においても検討会が研究会で研究されているところではありますが、直規制というところはなかなか難しいのかなという反応が国の反応でございまして、自主規制を支援する、あるいはフィルタリングソフトの導入という部分という見地からの取組が進められている状況にあるところです。

そうした中で、京都府でどういう取組を実施しているかということについて、順次説明をさせていただきたいと思います。

具体的には、インターネットの諸問題に係る府の取組というものが書いてあります。この順番に係資料をつけておりますので、それぞれ担当課から順次説明をさせていただきます。

- 事務局

青少年課です。

引き続きまして、青少年健全育成とインターネットによる違法有害情報への対応ということで、座って御説明させていただきます。

まず、資料４－２の資料が、この２月に開設いたしました京都府情報モラルポータルサイトです。この情報モラルポータルサイトの開設に至りました背景、経緯について若干御説明させていただきますと思います。

昭和56年に青少年の健全な育成を図ることを目的に、健全育成条例を京都府で制定し、その中で青少年の淫行禁止規定、あるいは入れ墨を施す行為の禁止規定といった、青少年の健全な育成を図るための行為の禁止、あるいは青少年に有害な図書、ビデオ、ＤＶＤ、あるいは最近ですとテレビゲームといったものに対する指定制度を前提とした青少年への販売規制といった形で、有害環境対策事業を進めてきているところです。

しかしながら、インターネット社会の急速な進展とともに、青少年健全育成の脅威、その中には青少年への人権侵害と思われるようなケースも多々あるということで報道等で承知しておりますが、新たな様子を呈しながら一層の深刻さを増していると認識しております。

こうした状況の中で、京都府においては平成17年４月の条例改正によりまして、インターネットのこういった状況に対応する改正を行ったところです。その一つが、保護者及び青少年育成関係者に対して、青少年がインターネットを利用するに当たり、有害情報を閲覧、視聴することがないようにする努力義務を規定させていただいたところです。参考でこの条例の18条の３第１項の規定があります。こういった一つの柱として保護者等への支援を図るために、青少年課においては、18年３月には青少年とメディア環境に関するフォーラムを開催し、本年２月には子どもと携帯電話に関するフォーラム、それから、今年の７月には京都駅の構内で、携帯電話の有害情報から子どもを守る京都キャンペーン等、さまざまな取組を行ってきたわけですが、その取組の一環として、この京都府情報モラルポータルサイトをこの２月16日付で開設させていただいたところです。これは、その日に記者発表した資料をホームページに掲載しているものですが、このポータルサイトは、保護者を中心とした方々にわかりやすい情報として、または総合的な情報として、関係機関と連携・協力のもとに運営させていただ

いているものです。

先ほど来、御説明がありますように、携帯電話の子どもたちの急速な普及、これはいろんな調査がありますが、小学生で24.1%、それから中学生で66.7%、高校生に至っては96%携帯電話を持ってるという調査もあります。そういった中で、青少年にも簡単にポルノや自殺、暴力、あるいはそういった違法、有害な情報が届くようになったことから、この条例の改正を行ったところですが、残念ながらインターネットを使ってる子どもたちの62.1%が、家庭でのルールは何も決めていない、あるいは保護者に問いますと、その49.2%、半分近くが、子どもに自由に使わせてるといったような調査結果もあるわけです。その理由として、親よりも子どもの方が携帯電話についてよく知っている、あるいはサポートに必要な情報が親に不足していると。私どもがPTAの方々といろいろお話しするんですが、家庭でもこういった情報モラルに関するさまざまな情報が簡単に入手できるようなポータルサイトを立ち上げたところです。

そして、立上げに際して、どこまで広げるかというのは際限がないのですが、特に青少年のインターネットアクセスに関しては、例えば警察サイドでは、出会い系へのアクセスにより、全国で毎年1,000人以上の女子児童が、殺人や集団強姦、あるいは児童売春、児童ポルノ等の被害に遭っているという深刻な事態があると。

それから教育サイドにおいても、情報モラル教育の推進に取り組んでいただいているわけですが、なかなか御家庭への情報提供まで至ってない部分があると。これは子どもさんにいろいろ、もちろん学校ですから情報を提供するんですが、実際に先ほどの調査データにもありましたように、子どもさんの方がよく知ってるという状況で、なかなか親御さんまで伝わらないと。

消費生活サイドでも、過大請求や架空請求等の問題が起こっていることから、関係課の協力を得ながら協働してこういったものを立ち上げたところです。

中身としては、非常にいろんな関係機関の助けを借りてつくっておりますので、またいろいろと御意見をいただきながら、さらに充実をしてみたいと思いますが、条例18条の3の2項の方で、インターネットカフェや図書館などのインターネット端末を公衆の利用に供するものに対して、青少年が有害情報を閲覧、視聴しないようにする努力義務を規定させていただいてますし、3項の方では、端末設備の販売者、これは携帯ショップなどが当たるわけですが、携帯電話販売店等に対して、フィルタリングに係る情報等、必要な情報提供をする努力義務を条例上規定させていただいたところです。こういった営業者の方々への対応については、条例の周知啓発、あるいはこの夏もさせていただきましたが、条例に基づく立入調査、それから有害環境対策事業、これは府民の方々と一緒に取り組む事業ですが、業界の方々にお集まりいただきまして、明後日も業界懇談会といった場を持ちまして、そういった中で京都府として立入調査に基づく要請をさせていただくということで、徐々に改善の兆し

はあると思います。ただ一方で、子どもたちへの携帯電話の急速な普及に伴い、出会い系サイトの被害児童数は、この法規制があって数年は治まってたんですが、またここ一、二年ふえる傾向にありますし、それから、ネットいじめの発生等、子どもと携帯電話、インターネットをめぐる課題はより深刻化してきているというふうに承知しております。

インターネット空間というのは、府域はもちろんですが、国という境界を越えて受発信されます。しかも簡単に転送可能なものとして膨大な情報量が流通する空間でありまして、発信者側への対応、つまり違法な情報の発信者への何らかの対応、取り締まりとか、あるいは受信者側の対応、普及のために努力しておりますが、フィルタリング等のいずれも法的、技術的には困難な課題があると思っております。

なお最後に、直接的にはインターネットの関係と結びつかないかもしれませんが、私ども京都府青少年課では、本年6月に子どもを性行為の対象とするコミックについて13冊の有害指定をさせていただいたところです。子どもを性行為の対象とするコミックが、インターネット上の大手書籍販売サイトでも非常に多数販売されてるということで問題視してるわけですが、これは児童ポルノ法では、児童ポルノの提供目的の製造というのが処罰の対象とされてるわけですが、実在しない子どもに対する性行為を描いたコミック等については同法の対象外であり、また、インターネット上の違法有害情報の国における通報受付窓口として、昨年6月から運営を開始しておりますホットラインセンターにおいても、この子どもポルノについては、運用ガイドラインの対象外とされているところです。言うまでもなく、同意があっても13歳未満の児童と性行為をすれば強姦罪に問われる、準強姦罪に問われる犯罪であり、このようなことを肯定的に描いているようなコミックが一般の書店で公然販売されてる状況について、多くの大人が認識しておらず、これが社会にもたらす弊害について十分な議論がなされていないのが現状であると考えています。現実の世界の中で、子どもを性行為の対象としてはならないというだれもが認める規範を揺るがしかねない状況に、もっと敏感に対応していくべきものと考えております。今後ともこういった有害指定を継続するなど、問題意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

●事務局

続きまして商工部です。

商工部の資料は、資料No.4-3です。今年、特にインターネットという関係で紹介したい事例があります。これは人権に配慮した個人情報の取り扱い方ということになっていますが、実は中小企業庁の委託事業というのがあり、これを今回京都でやっていただく形をお願いをいたしました。テーマは情報社会で企業に求められる情報モラル、特に人権に配慮した個人情報の保護、情報セキュリティ

というテーマで、セミナー形式で開催をしました。7月に実施し、参加人数は約160名でした。約半数の方がいわゆる企業経営者、もしくは管理職に相当する方に参加いただいております。アンケートにはいろいろ質問項目がありましたが、特に情報のセキュリティ、その対策について各社どのようにしておられますかという質問があり、約6割はすでに何らかのセキュリティに対する策定を行っているということでしたが、実際、それに対しての社員教育をどのようにされているかということになりますと、社員教育までやっておられるところは約3割という形で、まだまだいろんな意味で、セキュリティに対する基本的な考え方はこうですよという策定はつくりながらも、社員への教育についての浸透というのが行き渡っていないということが、アンケート結果に現れていました。

資料にはありませんが、商工部として、毎年府内4地域において、商工関係の役職員等について人権啓発研修を行っております。毎年テーマを決めて行っていますが、18年度については、個人情報の保護にかかわるテーマで研修を行わせていただいております。

このほかに、もう一つ具体的な事例としまして、インターネット関連の消費者トラブルが最近増加をしておりますので、消費生活安全センターの方から担当が来ていますので、その辺の御紹介もさせていただきますと思います。

●事務局

消費生活安全センターです。

情報モラルポータルサイトで御紹介してる事例が3つ載せてあります。インターネット関連と申しますと、一番大きいのがネットショッピング、あるいはネットオークションを通じた契約のトラブルです。特にネットショッピングについては、届いた商品が傷んでいたり、数が合わない、業者の方と交渉するんだが返品に応じてもらえないというトラブルです。通信販売に当たりますので、いわゆるクーリングオフが利用できないため、トラブルがなかなか解決しにくい事例です。

ネットオークションについては、オークション自体が個人間の取引の扱いになりますので、法律的に消費者の方を守るという手だてがございませんので、最終的には当事者同士の話し合いで解決をしてもらうしかないということです。

架空請求・不当請求については、これも平成16年ごろ大変多くなったんですが、架空請求のはがきが各所に届けられた時期がございました。その後は何らかのホームページを見てみると、一つクリックしただけでどこかのサイトにとんでしまって、18歳以上のボタンを押したら、今度は情報が出ずに請求の画面になったがどうしたらいいかとかいった御相談が寄せられております。こうしたサイトにとぶものとして、やはりアダルトサイトを見ていて、さらに深いところに入って請求画面に繋がってしまったというのも多くありますが、タレントサイトを見ていて、何かボタンを押したらアダルトサ

イトにつながったという相談も入っております。

携帯電話を使ったものとしては、突然メールが来て、こういったメールかわからなくて、メールを送った先に問い合わせをしようとボタンを押したら、請求の画面に変わってしまったとか、あるいは電話が1回だけの着信があってかけ直すと、何か支払いが滞ってるものがあると言われて、お金を支払うように求められたとか、いわゆる架空請求の相談もたくさん入っています。こうした状況について、京都府では、ホームページ等を使い、トラブル事例を紹介するほか、出前講座と申しまして、センターの相談員が各地の高齢者の集まりとかに出向き相談事例を紹介したり、あるいは卒業前の高校生を対象に、若い方向けのトラブル事例を紹介するような講座を開いたりしております。

このほか啓発パンフレットとして、「甘い誘いに御用心」というのをつくっています。これは近畿の府県合同で同じものをつくり、配布しているのですが、昨年京都府では、これを各高校に見本としてお送りした上で、高校の方でクラス全員に配りたいとか、あるいは学校全体で配りたいという要望をいただいたところにお送りするなど、1万5,000部を配付をさせていただきました。

このほか小さいものですが、啓発のパネルをつくって貸し出しをしたり、あるいは、振興局の相談員が地域で開かれる小さな集まりにも顔を出して事例の紹介をしたり、地域で開催される商工祭りといったところでブースを出して啓発をしたりといったことを続けております。

○座長

質問になるだけ時間とりたいので、できるだけ簡潔にお願いします。

教育委員会。

●事務局

教育委員会の企画情報室です。

時間もありませんので簡単に説明させていただきますが、学校では指導の重点を決めさせていただきまして、情報教育の推進については指導させていただいてるわけなんです、その中で情報モラルについて、お手元にありますその資料4-4、こういった指導資料集を作成させていただきました。これはウェブ上で掲載しておりまして、学校の授業の中で使っていただけるようにつくっております。小学校の低学年から高等学校まで、その発達段階に応じて使えるように工夫させていただきました。

その後に「家庭で話そう！情報社会のルールとマナー」ということで、保護者の方が携帯とか、あるいはコンピューターについて、子どもたちよりもなかなか理解するのがどうしても遅れてしまいますので、家庭で話をしてもらうための留意点、そういったところを、小学校は特にテレビゲームを中心に、それから中・高生については携帯電話を中心につくらせていただきました。これも配布させて

いただいています。いろいろと教育の中では、裏サイトや学校裏サイトとかいろんな問題が今起こっているわけですが、私ども含め子どもたちもどういうふうに使っていったらいいのか、使ったらどうなるのかというのが十分理解してない部分がありますので、こういった指導資料を使いながら、実際にこれをメールをしたらこういうふうになっていくんだということを中心に今指導をしてる状況です。

○座長

次は警察ですか。

●事務局

警察本部です。

資料4-5は、京都府警のホームページの抜粋ですホームページの中に、サイバー犯罪対策という項目があり、その中にインターネット上の掲示板で実名を挙げて誹謗中傷されたときはどのようにしたらいいのかという質問に対して、対策や警察に届け出る際の留意事項について説明しております。

その他、迷惑メールの相談に関するものや携帯電話のインターネットから直接有害サイトにつながるようにするためのフィルタリング機能について説明しております。インターネットに関する防犯指導については、このようなホームページのほか、各警察署での各種防犯教室等で指導を行っております。

次に警察と業界団体等との連携について説明いたします。

まず一つ目は、警察と府内23の事業者との間で「京都ネットワーク・セキュリティ対策協議会」を設立しており、年に数回、研修会を開催しております。そこでは、最近のセキュリティの状況やサイバー犯罪の現状と対策等について情報提供を行っております。

二つ目は、警察と京都府教育庁、京都市教育委員会等により「インターネット・セキュリティ対策学校連絡会」を設立しております。ここでもインターネット上の危険や各種対策について、警察の担当者から説明をしたり、専門企業等からの講師によりインターネットを取り巻く現状等について、講演を実施しております。

3つ目は、本年9月に新しく設立した「京都府インターネットカフェ連絡協議会」です。これは、不特定不特定多数の者が利用するインターネットカフェにおいて、利用者の匿名性により犯罪等が発生しているということに鑑みて、インターネットカフェ事業者との連携により、各情報交換や防犯意識の普及高揚を図っていこうとするものです。現在約30事業者がこの協議会に参画していただいております。

●事務局

最後にその他の取組ということで、企画環境部の方でインターネット安全教室を開催しているほか、資料4 - 6をごらんいただきたいと思います。一般マスメディアを活用した府民啓発というものを、人権啓発推進室で中心になり、新聞、テレビ、ラジオ等を使った啓発を行っております。

また、職員研修においても、人権啓発指導者養成研修会というものを人権啓発推進室で開催しているほか、研修センターの方で取り組んでおります各種研修においても、インターネットによる人権侵害に関わって、研修でずっとテーマとして取り上げて実施しているところです。

また、啓発研修以外には、そのネットの掲示板に差別的な書き込みが、あるいはそういう同和地区の情報が伏せ字で書かれたりするケースが多々つきないような、後を絶たないような状況がありますので、その削除要請をプロバイダーに対して行う取組をしています。概要は以上のとおりです。

○座長

教育委員会ももっとおっしゃりたいことあったと思いますが、またお答えの中で付け加えていただいて。

府の各部署で、このインターネットを使ったいろんな問題には対処されていますが、委員の方から自由に御質問、御発言いただきたいと思います。

○委員

二、三質問とお願いということで。一つ目は、有害図書の方、私もすごく気になっており、近くに塾がありまして、帰りにコンビニで子どもたちがたくさん本を読んでいるのですが、学校絡みの先生方は、実はあれはかなりいかげわしい本があるんだよというように聞かれて、それとなく見ると、そういう状況があるということを最近経験いたしました。今回、京都府は13冊も一応決断なさいます、それとKBS京都テレビが何かでも、そういう図書に対して京都府は頑張ってるというPRのCM見させていただきました。実際、7月にはこういう父兄とともに、一斉調査と書いてありましたが、その結果はどうであったかということと、またイタチごっこというか、そのあたりコンスタントに目を光らせていただきたいということが一つです。

もう一つ目は、以前は携帯電話というのは、私の娘たちのときには、高校になったら買ってあげようねという、割と学年が上だったと思います。教育委員会の報告のように、小学校20何パーセント、中学になったらぐんっと70何パーセントに増えますから、とりあえず中学行くまでに何とかしないといけない。防煙や禁煙も子どもたちに指導していますが、中学では遅いというのがイメージです。小学校の五、六年でその汚い肺とかを見せると、ああ喫煙ってよくないなということで、そのピュ

アなところに訴えかけていただきたいということで、この先ほどネットから情報モラル指導資料集というのがありますが、実際学校現場で小学生等に対して、どの学校もきっちり教育をされているのか、時間をきっちりとっているのかということは心配しております。

それで、例えば中学校の入学式など、お母様たち、皆さん保護者も学校も子どももみんな集まるので、そういう皆さんが一斉にいるところに、実際に学校ではこういうことで困ってるから注意してくださいというようにうまいシチュエーションを利用して、全体に啓発していただきたいというお願いです。

フィルターに関しても、娘と一緒に携帯屋さん行きまして、フィルターの説明は簡単なのはありますが、こんな怖いこととか、向こうも商売ですからそんな時間ありませんし、簡単に流されてしまいます。ですから、フィルターがあるとか保護者がわかっていても、フィルターってどんなものとか、しなかったらどんな怖いことが起こるんだということの実際実例的なものとか、教育委員会のパンフレットでも結構です、こんなことがありますよというのを携帯屋さんに置いていただくとか、その辺の努力義務というところも、また企業の方にもお願いしたいと思っております。

携帯のルールですが、中学になってから子どもは言うこと聞きません。それ以前に、その携帯以外に親子のルールや子どもとその家庭とのルールというのは、小さなときから育くまなければいけないので、携帯が出てきたら携帯だけがルールがあって、あとはないってことはあり得ないので、教育委員会も小さなときから、テレビゲームの見方とか、あいさつしましょうとか簡単なことでいいですから、まず子どもたちと親子のルールづくりができるような教育体制をよろしくお願いします。

○座長

かなり多岐にわたって御質問されましたので、もしどうしてもということであれば、まず委員の御質問にお答えいただいて、関連してほかの委員に回したいと思います。

●事務局

まず、青少年の健全の育成について、調査の方ですが、本年7月から8月にかけて、調査員200名で1,142件の調査を行いました。特にお尋ねのコンビニエンスストアの関係ですが、有害図書を中心に説明させていただきます。

コンビニエンスストアには二つほど大きな問題が、深夜遅く開いているということで「帰宅促し」がありますが、有害図書類を扱う店舗は87%で、私ども条例で求めていますのは、区分陳列をしてくださいということで、有害なものそうでないものを区分してくださいと。もちろん青少年に売ってはいけないということをしているのですが、概ねこの間コンビニエンスストアは日本フランチャイズチ

エーション協会という中央の方に、直接に有害図書の指定の通知を出してまして、直接的に指定図書については使っていないということを確認しています。

ただ、類似図書といいまして、やはり青少年が見るには相応しくないということで、努力義務として青少年に売らないことについては、また区分陳列を初め、まだできてないところがありますので、指導を、特に明後日、業界懇談会ありますので、そちらの方で具体的に指導していきたいと思っています。

それから携帯電話の関係でも、一つありましたように、事業者の方が説明が不十分じゃないかという指摘だったと思います。私も現に立入調査を実施して、事業者の方にも言い分はあろうかと思いますが、説明しても約3割ぐらいがフィルタリングをかけられまして、実は昨年来、この中央の電気通信事業者協会という携帯3社の法人があるのですが、そちらの方に京都府として要請したのは、その親権者の意思確認を必ずしっかりやってくださいと。要するにフィルタリングをかけるのか、かけないのかということについて、それまであいまいだったのですが、様式の中にきちんと欄を設けて、かける、かけない、親が選択するということをはっきりとさせてまいりました。その結果どうだったということで立入調査で聞いたのですが、残念ながら3割を超えないという状況で、親御さんがフィルタリングはかけないという選択をした上で新規の契約を結んでおられるということでした。その背景に、今、先生がおっしゃいましたように、事業者が十分説明ができていないのではということ、事業者の方には明後日の会議でこういった御意見があったということをお伝えしたいと思います。

●事務局

教育委員会です。

今、委員が御指摘のあったとおりと思います。早い段階でどのように使っていったらいいのか、使うことによって、ほかの人たちにどういった嫌な思いをさせるのかということ、十分理解させる必要があると考えております。

実際に今、小学校では、いわゆる学級活動とかで、できるだけこういった情報モラルについて、発達段階に応じて指導していくように、その指導をしていただくための材料として、教育委員会の方で資料を作成しました。また御覧になっていただきたいんですが、それをずっとクリックしていくと十分理解ができるような形でつくらせていただいております。例えば情報モラル指導資料集では、実際の資料集という形で、小学校低学年の例ですが、いいかげんな情報を鵜呑みにすると大変なことになるとか、それをまた発信すると大変になるという指導ですが、体験型コンテンツの紹介という形で、これは独立行政法人の教員研修センターがつくられているものですが、こういったところにもリンクを張らせていただいて、使えるようにしております。

今後は、今、準備を進めているところですが、情報ポータルサイトの中で、安全な環境の中でメールやチャットをできるような、そういうものをつくらせていただいています。実際に子どもたちはどういうメールを、あるいはチャットをすればいいというのはおかしいですが、こういうふうにするところこういうふうになっていくんだということを実体験せずにやってしまいますので、実体験できるようなサイトをつくっていこうと考えております。

また、いろんなPTAの活動の中で、親フォーラムなど開いておりますが、局ごとのフォーラムのときに、こういう情報モラルの勉強していただくというか、そこでいろいろとそれについて交流していただく機会も設けておりますので、何とか少しでも正しい情報といいますが、正しい使い方とかを早い段階から教えていきたいと考えております。

○座長

そのほかにも区分陳列とか、だれがその区分の基準を決めるんですか。

●事務局

有害図書類の区分陳列は、この17年4月の改正で、具体的に規則で六つのパターンを示して、そのいずれかによって陳列していただくという方法ですが、コンビニエンスストアの場合には、一般によく用いられてるのが、10センチメートル以上の仕切り、透視できないものを設けて陳列するという形になっております、具体的な陳列方法としては、それを私どもは立入調査員が各店舗を回って確認するということになります。

○座長

実際、それを抜き打ちやられて、先ほどのお話では3割しか守ってない。

●事務局

いえ、区分陳列では、コンビニエンスストアの場合には92%が適切にされてるということです。3割と言ったのは、携帯電話の販売店で、これは具体的には私ども努力義務として定めているのは、フィルタリングの方法の紹介をしてるかどうか、これについては90%の店がしていると確認できております。

それから、有害な勧誘メールや出会い系サイトの接続について注意を促しているという、イエスかノーかということの確認で、これは66%のお店でしているというふうに回答してます。ただ、当然これは条例上の努力義務ですので、直ちに罰則がかかるものではございません。

3割と申し上げましたのは、親御さんがフィルタリングをかけるかどうかという選択を契約書上記入する、そのフィルタリングの実施率というものが、業界ではなかなか公式には出しにくいということと出していないのですが、私どもの調査では、おおむね3割以下と理解しております。

○座長

先ほどの御指摘は、親がフィルタリングをかけるいっても、その内容がはっきりわかっていないから、かけなかったらこんな怖いことになりますよという情報を具体的な形で業者に与えなさいと、努力義務かもしれませんが、それを府として方針なり、具体的な基準を示して、親がよくわかるように説明しなさいということをおっしゃったと思いますが。

●事務局

私ども、条例の条文なり、あるいはその解説なりを各事業者の方に立入調査のときに渡して、こういう危険性がありますので、お売りになるとときには十分注意してくださいよということなのですが、御質問の趣旨は、告知義務の内容について、もっと詳細に危険性を強調するような努力をすべきだということなので、その点については今後努力していきたいというふうに思っております。

○座長

それから、教育委員会で、要するに中学まで来たら、もうだめで、もっと早い段階で、小学校へ行く前ぐらいから。結局、人権でも問題を起こす場合、家庭環境、それも親から人権教育をやり直さないといけないというのが多いので、それはもう教育委員会全体の方針として強調されてもされ過ぎることはないと思うのですが。

○委員

女子児童の被害が年間1,000件余りになるという話があったと思いますが、もう少し詳しく教えていただきたいのと、そんなにあるのと思ったのですが、やっぱり報道されてなければ当然わからないし、例えば私たちの身近な京都府下でもあるんだよという話であったり、もちろんプライバシーを守りながら、具体的にフィルタリングをかければ防げたのに、こういうような出会い系サイトにたまたまアクセスして、たまたまこういうことがあったということがあれば教えていただきたいのですが。

●事務局

先に申し上げましたのは、出会い系サイト規制法、1,000人を超えると申し上げましたのは警察庁の

方の発表資料ですが、出会い系サイトにおける被害件数として、被害者総数が全国で18年度1,387件。そのうち児童が83%の1,153件、そのうち女性、女の子、それが1,149件。その内容としては、内訳はデータは持ってきていませんが、殺人、例えば、少女が当初から殺害される目的で呼び出されたと、それで殺害されたと。それから児童買春、児童ポルノ法違反では、女子高校生が淫行されその場면을撮影した画像をネット上に掲載されたと。あるいは、わいせつ誘拐、集団強姦では、女子高生が男2人にわいせつ目的で誘拐され強姦された。これいずれも出会い系サイトを通じて行われた犯罪ということで分析も出されております。

ただ、お尋ねの京都におけるデータが何件かということについては、府警本部の方にも確認をとったのですが、これはいわゆる警察統計の基本統計を集計し直した統計でして、その部分については京都府警の集計はないという回答でした。

○座長

府警の方、何かつけ足されることありますか。

●事務局

警察統計のデータは、集計する項目が決まっており、その項目にはフィルタリングが含まれておりません。そのためフィルタリングによる被害防止等に関するデータについては、集計されておられません。

○座長

フィルターについても警告するときに、努力義務でも警察の名前も入ってるとかなり効き目があると思います。そういう意味で犯罪が起こってからの対処より、予防という観点からも府警も教育委員会と協力して防止ということをお願いしたい、これは私の個人的な意見です。

○委員

データにないので感覚的にお答えいただきたいですが、要はインターネットは便利さとその不便さと恐ろしさがごちゃまぜになっているヴァーチャル空間ですから、私たち大人も、全く初めての同じような状況が子どもたちと一緒にあるようなものです。結局、社会の免疫力がついてるかどうか、つまりインターネットのない時代に私たちがエロ本を見に行ったりとかいろいろな経験をする中で、それなりに社会的プレッシャーがあるとか、それから興味を持っていくが、それは一過性のものとか、そういういろんな生き方がありました。それがインターネット社会に入って用意ドンでやられてるか

ら、つまり免疫力が社会全体についてない。それは年食ろうと若かろうと関係なく、男も女も関係ない。

教育を通じて学校で子どもたちに実践的教育をする、あるいは社会的プレッシャーを強制力をかける、あるいはフィルタリングをかけるとかいう、その向こうに社会の免疫力がついてきてるのかどうなのか、その展望というか、その可能性みたいなものが確かなものだと思われてるのか、要するに免疫社会をつくらないと、元から絶たなきゃだめみたいなのところがあるので、その展望があるのか、現状でどう見てられるのか、感覚的にお答えいただきたいのですが。

●事務局

委員からの御指摘のとおり、社会の免疫力というのは非常に勉強になる言葉だと思います。一番問題なのは、携帯電話が急速に普及して、それがインターネット接続されたのはこの数年の現象だと思います。子どもたちに、それが小・中学生に急速に広まったのもこの数年の現象だと思いますし、そういう意味では、非常に過渡的な状況、それが何年続くのかわかりませんが、また根本的な対応というのにも必要なのかどうかという議論も、これから長いスパンで議論されるべきと考えています。幾つかの事例の中で、刑事事件も含めて、その影響がかなり濃厚だというふうに指摘される事件もあります。あるいは裁判の判決の中でもそのことが指摘されてる事件がある中で、その子どもたちを守るという観点から、今できる可能なことを取り組まなければならないという観点で取り組んでいまして、当然事実として社会の免疫力が急速に普及してくればいいですが、みんなが慣れっこになって、そんな心配はないという世の中が来るのが望ましいと思いますが、数年のうちに、そういう状況が来るとはなかなか考えられないと思っております。

●事務局

10年ほど前はそういった携帯電話がどういうふうに使われていたかですが、実はまだ携帯電話は生徒が持っているというのは極めて少なかったわけです。ポケベルというものでした。ポケベルに連絡が入って、休み時間、特にお昼休みなどの時間に、子どもたち生徒が公衆電話に並ぶということがありました。そのポケベルについて、学校としてはどういうふうに取り扱おうかと議論したことを覚えます。それが驚くべき早さで携帯に変わっていったのがこの10年だと思います。

社会の免疫力という点では、十分にこの携帯電話なりを受け入れるような熟した状況にはまだ至っていないと受けとめています。思いつけず大きな世界が高機能化した携帯の中で広がっているというのが現実で、全体としてどういうふう to 社会として受けとめていったらいいのかという受けとめ方が、まだまだ弱いという気がしますし、座長が御指摘のように、教育の現場では非常に大きな問題として

受けとめて進めていかなければいけないだろう、いろんな観点でこの問題を扱っていかなければいけないのではと思っています。

前回、人権学習の学習資料集ということでお配りをしたのが、小学校の中学年用ですが、実はあの中に4年生対象でそういう携帯の問題を扱った教材があるのです。まさにそれぐらいの学年からきちりと教えていかなければいけない、それも人権の視点でも教えていかなければいけないという認識を持っているところです。

○座長

ありがとうございます。

先ほども少し触れましたが、エイズの問題が認識され始めたころ、アメリカも公教育の中でエイズってこんなもんだよと、こういうふうにしたら移る可能性が高いよということを入れてるのです。問題が起こったら早い遅いではなくて、起こる前に取り組んでいくという、少なくとも京都府の姿勢として人権問題について、親もわかってないのだったら、もう親も含めて人権問題というのはこう考えるのだということで取り組んでいただきたいと思います。

○委員

最初に、子どもたちとインターネットと携帯とかの状況をお聞きしたときに、子どもたちの状況とすごく一致すると思ってお聞きしておりました。携帯からかけてくる60%とすごくつながるというのと。それから、不正請求であったり、額的に不正な請求をされるというケースも頻繁にかかってきたりしてますので、それに関する子どもの不安を、消費生活センターとかに説明をしても納得しない場合は、それだけでも納得しないほどの不安というのを抱えていることが数例ありましたので、この資料を読ませていただいて、学校の中での啓発、子どもたちにこういう情報をつなげているということがわかって、子どもたちに一つの社会資源として伝えられると思って安心しました。

使い方では、携帯やパソコンは苦手ということから、親が逃げているところもありますので、そこは子どもたちだけでなく親の啓発も進めてほしいと思っています。

●事務局

授業の中ではこのパンフレットや先ほどの示させていただきました資料を使って、人権の視点でということで、人権教育の中で指導をしております。

○委員

何か学校でこんなところに相談したらいいんだという機関の紹介だとかあったらいいのかと、こういうのは手にとってみて、置いてしまったら終わりかと思いましたので、そういう啓発の仕方もあるんじゃないかと思います。

○委員

私も中一の子がいますが、塾に行かせている関係で携帯を持たせています。要するに子どもの安全のために持たせる、それが実は子どもの安全のためになっていないという側面を余り考えないで持たせているところがあると思います。一度持たせたら、あと中学、高校では絶対返せと言えないから、ずっと持ちっぱなしになります。京都府教育委員会の、この「家庭で話そう！情報社会のルールとマナー」という内容では、だれも危機感を持たないと思います。これだけしんどいというか、大変なことになるという危機感を持ってもらうようなパンフをつくらなければいけないし、現実にもこういう問題があるということを言わないと、親はよかれと思って持たせてる側面がすごく強いので、何かもう少し工夫なさったらと思いました。

○座長

いろいろあると思いますが、これで終わるわけじゃないので、会のないときにもお気づきになる点があれば、各委員から直接事務局の方へお申し出いただきたいと思います。